令和７年度

南城市まちづくり交流拠点ＤＸ民間提案制度

募集要領

令和７年７月

南城市企画部公民連携室

目次

１　趣旨（はじめに）……１

２　民間提案制度の概要……１

３　事業（ＤＸ）の対象施設……１

４　提案者の資格要件等……１

５　事業のスケジュール……３

６　提案の要件……３

７　審査……６

８　事業化に向けた協議……７

９　契約・事業実施……８

10　その他……９

１．趣旨（はじめに）

南城市では、少子高齢化による人手不足や人件費・物価高騰をはじめとする社会情勢の変化に対応するため、ＤＸによるまちづくりを推進しています。

本事業では、新たに建設が予定されている公共施設の管理・運営においてＤＸを有効活用することによる「市民サービスの向上」及び「維持管理にかかるコスト軽減」を目指しています。

この募集要領は、民間事業者のアイデアやノウハウ等を最大限に活用して効率的かつ効果的に公共施設を管理・活用することを目的とし、南城市公共施設ファシリティマネジメント民間提案制度（以下、「民間提案制度」という。）について必要な事項を定めるものです。

２．民間提案制度の概要

民間提案制度は、南城市が新たに整備する施設の運営コスト軽減のため、民間事業者ならではの独創的な提案を求め、南城市の施策や公共施設の運営及びマネジメントに大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と南城市との間で対話と協議を経ながら事業化を図るものです。

提案内容を知的財産として取り扱い、事業化が決定した場合、提案者との随意契約を前提としています。ただし、この制度は解除条件付の制度であり、民間事業者との各種協議が成立した場合においても、関連予算議案が議会で承認されない場合や国庫補助事業不採択等の事由により本事業が実施できなくなった場合には、事業化されません。

南城市では、民間事業者から本市の新たな公共施設におけるＤＸ化による効率的な運営及び市民サービスの向上に大きく貢献し、または財政コストの軽減化につながる提案を募集します。

３．事業（ＤＸ）の対象施設

令和９年度に供用開始予定の「まちづくり交流拠点施設（仮称）」

施設の詳細情報は、南城市ホームページに掲載している「南城佐敷・玉城ＩＣ周辺地区整備事業 基本計画書（まちづくり交流拠点）」でご確認ください。
https://www.city.nanjo.okinawa.jp/shisei/keikaku/1698294666/1698298588/1744008015/

４．提案者の資格要件等

(1) 提案者の資格要件

①提案者は、提案内容の実施ができる能力（資格）を有する民間企業、ＮＰＯ法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

②提案者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合は、代表となる事業者を決め、代表事業者が提案書類を提出してください。また、参加表明時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

③提案者は、南城市や公共施設の施工管理者等との協議や調整ができ、併せて、事業化に向けて提案内容に変更等が生じても柔軟に対応してください。

(2) 提案者の制限

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

①地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者。

②会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

③南城市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

④南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

⑤法人税、消費税若しくは、地方消費税または市税を滞納している者。

(3) 提案に関する留意事項

①提案（事前相談や書類の作成及び提出等）に係る費用は、全て提案者の負担とします。

②書類の著作権は、提案者に帰属しますが、返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については公開の対象とせず、審査以外では提案者に無断で使用しません。

③事前に提案者の責任において関係法令等を確認してください。事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属します。

④失格事項

・提案書類に虚偽の記載があった場合。

・審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

・提案するにあたり、南城佐敷・玉城ＩＣ周辺地区整備事業の事業パートナーである企業と連繋した場合。

・この要領に定める手続きを遵守しない場合。

⑤提案書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式７）を提出してください。

５．事業のスケジュール

（1）提案の募集及び審査等

募集要領の公表	令和７年７月３０日（水）
事前相談（※必須）・質問等の受付	令和７年７月３０日（水）～ ８月２０日（水）午後５時まで
提案書の受付	令和７年８月２１日（木）～ ８月２８日（木）午後５時まで
参加資格の審査（書類審査）・通知	令和７年８月２９日（金）～ ９月１日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和７年９月２日（火）
審査結果の通知・公表	令和７年９月３日（水）～ ９月９日（火）
事業内容の協議	令和７年９月９日（火）～ 令和８年２月２７日（金）
事業化の決定	令和８年４月頃

６．提案の要件

（1）提案内容（任意様式Ａ４用紙２０枚以内）

提案内容は、対象施設のＤＸ化により、効率的な運営による経費節減及び市民サービスの向上に関するもので、以下の内容とする

①施設内ネットワーク
②施設の入退室管理
③図書館システム
④施設における多種多様な情報発信コンテンツ等
⑤その他、ＤＸ等により効率的な運営及び市民サービスの向上に大きく貢献し、または財政コストの軽減化や事業の収益化につながるもの
⑥提案内容にかかる概算費用（別紙「簡易要件」を参照のこと）
※内訳が分かるように
⑦スケジュール・事業期間

（2）提案の留意事項

①「南城佐敷・玉城ＩＣ周辺地区整備事業　基本計画書」の趣旨を理解した上で、提案してください。
②提案書には、必ず次の視点を入れて記載してください。
・提案に対する貴社の優位性や独創性
・「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金又はデジタル実装型）」等の活用

③その他

・受付後、提出された書類の差し替えは原則認めません。

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、市と事業者と協議の上決定します。

(4) 民間提案制度の実施フロー

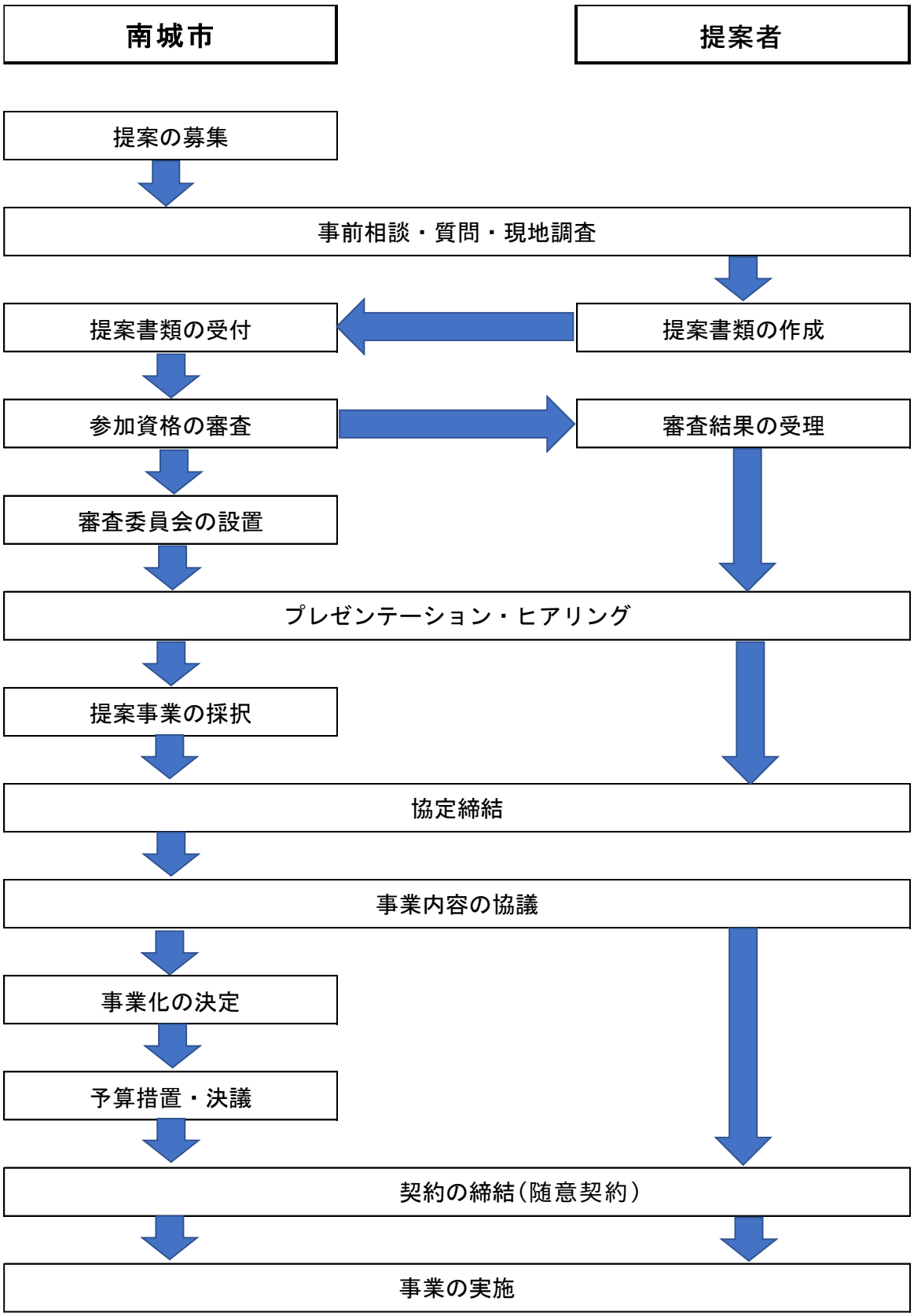

(5) 事前相談（※必須）・質問等の受付

提案書類の提出前に必ず事前相談を行ってください。事前相談や質問は、事前相談・質問用紙（様式１）に内容を記載し、電子メールにて事務局へ提出してください。事前相談の日程や質問に対する回答を質問者個別に連絡します。

(6) 提案書等の受付

提案を行う場合は、提案提出書（様式２）、会社概要説明書（様式３）、業務経歴書（様式４）、業務実施体制（様式５）、誓約書（様式６）、提案書（任意様式Ａ４）を電子メールにて事務局へ提出してください。

(7) 書類審査

提出していただいた簡易提案書等を事務局において審査し、結果を電子メールにて通知します。なお、書類審査を通過した事業者については、プレゼンテーション・ヒアリング審査の日程等も併せて通知します。

(8) プレゼンテーション・ヒアリング審査・結果通知

本市が設置する審査委員会に置いて、民間事業者からのプレゼンテーション・ヒアリングを基に提案事業の採否を決定し、提案者に通知します。なお、結果の概要については市のホームページにて公表します。

※提案事業の採否は、詳細協議を行うか否かを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

７．審査

(1) 参加資格の審査（書類審査）

提案者から提出された書類について、参加資格を満たしているか、また、提案書類の内容が提案要件を満たしているか事務局で審査を行います。

審査の結果、要件を満たしている提案を有効提案とし、提案者に対して文書またはＥメールで通知します。後日、提案審査の日程等を別途通知します。なお、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。

(2) 提案の審査

①南城市民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。

②提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。

③応募が多数になった場合等、提出書類による一次審査を実施する可能性があります。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

①実施予定日

令和７年９月２日（火）

②実施場所

南城市役所３階　庁議防災室

③出席人数
１０人以内
④実施方法
・２０分以内で説明していただき、説明に対して４０分程度のヒアリングを行います。
・プレゼンテーションで使用する資料は、提案の受付期間に提出された提案書とし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。
・審査は非公開とします。
・モニター（６５インチ）及びＨＤＭＩケーブルは市が用意します。モニターに接続するパソコンは提案者が準備してください。

(4) 審査の目安

審査の目安	内　　容
事業効果	・市民サービスの向上（利便性、誘客等）につながるか ・効率的な施設（事業）の管理・運営につながるか ・市民生活の質の向上につながるか ・コスト削減につながるか
独自性・独創性	・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又は行政だけでは生み出せない付加価値があるか
公益性・妥当性	・公益性や地域性の視点を持った提案か ・データ分析や類似事業の実績、実証実験等に基づき、効果が想定されているか
実現性・継続性	・事業計画の具体性（実現見込み）はあるか ・事業実施体制を確保できるか
費用対効果	・費用負担の最小化を図りつつ、効果が最大になるような工夫を持った提案か

(5) 審査結果の通知・公表
審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。また、南城市ホームページで公表します。公表項目は、次のとおりです。
①採用（協議対象提案）：案件名・提案事業者名・提案概要
②不採用：案件名

８．事業化に向けた協議

(1) 協定の締結
協議対象提案を提案した者（以下「交渉権者」という。）は、審査結果の通知を受けた場合、速やかに提案内容の事業化に向けて、南城市と誠実に協議することについて、協定書を締結します。協定締結の後、交渉権者と市は、協議を開始します。協定期間は、原則１年以内とします。ただし、双方が合意した場合はさらに期間を延長できるものとします。

(2) 事業内容の協議交渉権者と南城市は、事業化に向けて協力し、詳細協議や必要な手続き等を行い、事業フレームを作成します。必要がある場合は、別に設計管理者・指定管理者（予定）と同様の協議を行い、協定の締結等によって事業実施に向けた調整を行います。協議及び関係者との調整の結果、協議が成立（双方が合意）に至った場合、交渉権者を契約事業者（以下「事業者」という。）とします。

(3) 協議における留意事項

①協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。

②この制度は、解除条件付きの制度であり、交渉権者と協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない場合や国庫補助事業不採択等の事由により、提案の事業化が実施できなくなる場合があります。ただし、実施できなくなった事由が解消したときは、交渉権者と協議のうえ、事業化を図ります。

③協議の結果、合意に至らなかった場合は、事業化されず、協定を解除します。その際、交渉権者が協議の過程において負担した費用やリスク等について南城市は責任を負いません。

④事業概要や協議の経過等は、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、交渉権者の独自のノウハウ等が含まれている内容は、公表の対象としません。

⑤協議の結果は、南城市ホームページで公表します。なお、合意に至った場合は、「案件名・事業者名・提案概要」を、合意に至らなかった場合は「案件名・提案概要・合意に至らなかった理由」を公表します。

９．契約・事業実施

(1) 契約の締結

協議成立後、交渉権者と南城市で契約を締結します。なお、契約内容によっては議会の承認が必要となる場合があります。

(2) 事業の実施

契約締結後、事業者は、責任をもって提案内容（当該事業）を履行してください。実施する事業は、提案内容によっては、複数年での事業も排除するものではありません。なお、事業の期間については、事業の内容協議の段階で決定します。契約者となる事業者も「公」を担っているという責任感を持ち、知識やノウハウを十分に発揮し、公共サービスをより効果的・効率的に提供するとともに、市民や社会への説明責任を意識しながら、事業を行ってください。

10. その他

(1) この要項に定めることのほか、必要な事項は、別途定めます。

連絡先
〒９０１－１４９５
沖縄県南城市佐敷字新里１８７０番地（南城市役所３階）
企画部公民連携室（担当：比嘉）
電話：０９８－９１７－０３６４
E-mail：higa00470@city.nanjo.lg.jp

南城市まちづくり交流拠点DX民間提案制度　簡易要件

本簡易要件は、ご提案にあたり、本市の状況を参考資料としてご提示するものです。
民間事業者のアイデアやノウハウ等を最大限に活用して効率的かつ効果的に公共施設を管理・活用する手法をご提案ください。

①施設内ネットワーク

まちづくり交流拠点のネットワーク設計、運営事業者ネットワーク・市民開放ネットワーク構築、セキュリティ関連（入退室管理、警備回線）など

②施設への入退室

施設の入退室管理システム、庁舎開放スペースとの連携、予約機能、スマートロック
マイナンバーカード利活用など
※庁舎の入退室管理システムは（株）クマヒラのGG-2を導入しております。

③図書館システム

図書館システムについては、まちづくり交流拠点、知念図書館、市内小中学校での利用を想定しています。

【現在の状況】

採用マーク

図書	NDL（国立国会図書館）
雑誌	雑誌の専用マークを使用　※雑誌コード管理台帳Web
AV	他図書館orライブラリーコンテンツサービス株式会社

蔵書数等

館名	蔵書数	登録者数	個人貸出数
知念図書館	23,482	2,120	14,805
佐敷分館	20,353	6,061	24,998
玉城分館	13,226	2,160	15,677
大里分館	18,872	1,000	44,573
計	**75,933**	**11,341**	**100,053**

館名	蔵書数	登録者数(在籍数)
船越小学校	12,969	412
玉城小学校	17,994	434
百名小学校	9,656	203
知念小学校	10,869	248
久高小中学校	7,902	29
佐敷小学校	11,544	467
馬天小学校	11,383	348
大里北小学校	10,385	443
大里南小学校	14,974	966
計	**107,676**	**3,550**

館名	蔵書数	登録者数（在籍数）
玉城中学校	17,994	492
知念中学校	10,075	125
佐敷中学校	15,749	370
大里中学校	14,515	631
計	**58,333**	**1,618**

開館時間・休館日等

開館時間	9:00~18:00(平日)　9:00~17:00(土日)
休館日	月（知念・大里）火（玉城・佐敷）
資料整理日	第３木（玉城・佐敷）第４木（知念・大里）
蔵書点検	2月～3月頃

貸出規則等

貸出冊数	10冊　（団体40冊）
予約冊数	10冊　（団体40冊）
貸出期間	2週間（団体1ヵ月）
各館連携	４館どこでも返却可（視聴覚資料・相互貸借は不可）
利用者登録の資格	在住・在勤・在学　※短期滞在者

⑥　施設における多種多様な情報発信コンテンツ等
施設における多種多様な情報発信コンテンツ、持続可能な運用（広告収入）など

⑦　その他、ＤＸにより効率的な運営及び市民サービスの向上に大きく貢献し、または財政コストの軽減化につながるもの